

学生のみなさん！

学生納付特例制度の受付が始まります！

平成19年度の申請手続きをし、認められると在学期間中の国民年金保険料の納付が猶予されます。猶予された期間は、10年以内に後払い（追納）できます。忘れずに手続きをしてください。手続きが遅れると、「障害基礎年金」などが受けられない場合があります。

対象者

20歳以上の大学生、短大生、専門学校生、高校生などで、19年度中に手続きをすると、19年4月から20年3月まで認められます。

持参するもの

年金手帳、印鑑、在学証明書または学生証

所得のめやす

前年の所得が118万円以下

注意点

毎年度申請手続きが必要です。

追納するときは、経過した年数に応じ加算額がつきます。

これから20歳になる方は・・・

誕生日の前月末に社会保険事務所から国民年金加入の「資格取得届」と一緒に、「学生納付特例申請書」・「保険料免除・納付猶予申請書（学生以外の方）」・「口座振替納付申出書」が送付されますので、学生納付特例制度を希望される方は、「資格取得届」の提出の際、あわせて申請してください。申請には、年金手帳、印鑑、在学証明書または学生証の提示が必要です。

※平成18年度の学生納付特例制度を希望される方で、申請手続きを済ませていない場合は、4月末日が最終の受け付けとなりますので、忘れずに申請してください。



問合せ先

山梨社会保険事務局大月事務所 ☎(22) 58337
市民生活課 国民年金担当

伝言板

富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）

看護の日・看護週間

「看護の心をみんなの心に」

二十一世紀の少子・高齢化社会を支えるためには、国民一人ひとりが人に対する世話や看護について、十分に認識を深めることが必要です。5月12日はフロレンス・ナイチンゲールの生誕日にあたり、「看護の日」及び5月6日～12日「看護週間」が制定されました。この機会を通じて「看護の心」についての関心・理解を高めてもらえるよう、「フェスタ看護」と銘打って、様々なイベントを開催します。

第29回山梨県看護大会

5月11日（金）午後2時～

ベルクラシック甲府

看護の心普及キャンペーン

5月6日（日）～12日（土）

管内駅前・病院他

病院訪問事業

看護を知ろう！病院訪問

5月～8月 中学生を対象に実施

一日看護師

6月～7月

管内高校生を対象に一日看護体験実施

問合せ先

健康支援課

☎0555(24)9034

地域の中の小規模作業所

小規模作業所をご存じでしょうか。企業に雇用されることが困難な障害者が、自宅から通える所に自立のための職場を提供して、生活や作業の支援を行うことを目的としている施設です。

定員は20人未満で、職員は2～3人程度の施設がほとんどです。富士・東部地区には10カ所あり、障害の種別は身体3、知的4、精神3です。

仕事の内容は「パン」などの製造販売、独自商品の販売、部品の組み立てなどの下請けなど利用者に合わせた作業が行われ、利益は工賃として本人に支払われます。障害者にとっては収入を得るだけでなく、レクリエーションをすることや友人を作ることなども大きな目的です。

今、小規模作業所は、障害者自立支援法により事業について見直しをしています。皆様には小規模作業所について関心を持っていただき、障害者が安心して住みやすい地域になるようご協力をお願いします。

なお当事務所ホームページでは関係する情報も掲載しております。

問合せ先 福祉課

☎0555(24)9032